

保育料等の口座振替のお手続きについて

- ・新潟市に納めていただく保育料等の納付方法は、原則として口座振替でお願いしています。
- ・口座振替は金融機関の窓口へ行かずに済み、納期限までに納付を忘れる心配もありません。
- ・新潟市保育料等口座振替納付届により、裏面に記載の金融機関窓口でお申し込みください。

<保育料等とは>

私立保育園	通常保育料のみ
市立保育園・市立認定こども園	通常保育料、延長保育料、副食費(3歳以上児のみ)

◆口座振替の手続き◆

手続場所	金融機関窓口	
必要書類等	口座振替納付届(3枚複写)	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替納付届に必要事項を記入し、お届け印を3枚とも押印してください。 ・保育料納入通知書は、口座振替の手続きがお済みの方を除き、入園月の中旬に発行します。 ・保育料額決定前でも手続きができます。
	通帳、通帳のお届け印 入園承諾書または 保育料納入通知書	

※お子さま一人につき、1通の口座振替納付届の提出が必要です。

※口座振替納付届に、複数のお子さまの氏名を記載することはできません。

《保育料等通知書番号の記入方法(例)》

※入園承諾書の「児童の氏名」欄

児童の氏名	ニイガタ タロウ 新潟 太郎	令和3年4月1日生
	0001234567	

※口座振替納付届の「保育料等通知書番号」

納入義務者(保護者)							
フリガナ				〒	-		
氏名	左端は空欄			住所	新潟市 区		
保育料等通知書番号				開始時期	届出内容	児童氏名	
0	0	0	1	2	3	4	5
6	7	令和 年 月 日から		新規	フリガナ		
				変更	氏名		

◆口座振替の開始◆

1. 原則として、金融機関に申し込まれた翌月の保育料から口座振替が開始されます。
ただし、3月、4月は申込数が増加するため、申込みの翌々月から開始となることもありますのでご了承ください。口座振替開始までは、施設経由でお渡しする保育料納入通知書で納付してください。
2. 一度口座振替の手続きをしていただくと、他の保育園または市立認定こども園への転園時や翌年度以降の更新手続きは不要です。ただし、退園した方が再度入園した場合は改めて手続きが必要となります。
3. 転園先が私立認定こども園等、新潟市が保育料等を徴収しない施設の場合は、転園先の施設で新たに施設の指定する方法での手続きが必要となります。

◆令和5年度口座振替日(納期限)◆

月	振替日	月	振替日	月	振替日
4月分	R5. 5. 1	5月分	R5. 5. 31	6月分	R5. 6. 30
7月分	R5. 7. 31	8月分	R5. 8. 31	9月分	R5. 10. 2
10月分	R5. 10. 31	11月分	R5. 11. 30	12月分	R5. 12. 28
1月分	R6. 1. 31	2月分	R6. 2. 29	3月分	R6. 4. 1

- (1)振替日に預貯金の残高不足とならないようご注意ください。
 (2)残高不足等により振替できなかった場合は、口座からの再引き落としはできません。該当月の翌月20日頃に「督促状兼納入通知書」が発行され、施設経由でお渡します。コンビニエンスストア、金融機関などの窓口やスマートフォン決済等で納めてください。
 (3)お支払いが遅れると延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。
- (1)保育料振替済通知書は発行しませんので、預貯金通帳の記帳をもって納付済の確認としてください。
 (2)お勤め先の助成申請等において保育料を支払った証明が必要な場合は、「保育料納入済証明書」を発行しますので、区役所健康福祉課へお申し出ください。

◆変更・廃止について◆

変更	振替口座を変更したいときは、変更後の口座のある金融機関で、再度口座振替の手続きをしてください。変更前の金融機関での廃止手続きは不要です。
廃止	口座振替を廃止したいときは、お届けの金融機関で口座振替廃止の手続きをしてください。退園・卒園の場合、廃止手続きは不要です。

◆口座振替を扱う金融機関(令和5年4月現在)◆

第四北越銀行	みずほ信託銀行	協栄信用組合
大光銀行	新潟信用金庫	巻信用組合
みずほ銀行	三条信用金庫	新潟県信用農業協同組合連合会
三菱UFJ銀行	新発田信用金庫	新潟かがやき農業協同組合
三井住友銀行	加茂信用金庫	新潟市農業協同組合
秋田銀行	新潟県労働金庫	東日本信用漁業協同組合連合会
東邦銀行	新潟県信用組合	ゆうちょ銀行(郵便局)
北陸銀行	興栄信用組合	—
きらやか銀行	はばたき信用組合	—

◇口座振替についてのお問い合わせ先◇

各区役所健康福祉課 児童福祉係・担当			
北 区 025-387-1335	東 区 025-250-2330	中央区 025-223-7232	江南区 025-382-4353
秋葉区 0250-25-5683	南 区 025-372-6351	西 区 025-264-7340	西蒲区 0256-72-8389